

「西宮教育における特別支援教育のあり方」
(報告)

平成31年(2019年)3月

西宮市特別支援教育審議会

はじめに	- 1 -
第1章 幼稚園における基礎的環境整備	- 2 -
1 現状と課題	- 2 -
(1) 就園相談のしくみ	- 2 -
(2) 支援体制	- 2 -
2 今後の方向性(提言)	- 2 -
(1) 就園相談のしくみの改正	- 3 -
(2) 新たな支援体制の構築	- 3 -
第2章 小中学校における基礎的環境整備	- 4 -
1 現状と課題	- 4 -
(1) 特別支援学級	- 4 -
(2) 通常の学級	- 5 -
(3) 現在の支援体制	- 5 -
2 今後の方向性(提言)	- 5 -
(1) 人的支援体制の強化	- 5 -
(2) 校内支援体制の確立	- 6 -
(3) 専門性の向上	- 6 -
(4) 保護者への周知	- 6 -
第3章 西宮養護学校の通学及び校内支援体制	- 7 -
1 現状と課題	- 7 -
(1) 通学体制	- 7 -
(2) 支援体制	- 7 -
2 今後の方向性(提言)	- 8 -
(1) 通学体制	- 8 -
(2) 支援体制	- 8 -
第4章 教職員の専門性の向上	- 9 -
1 現状と課題	- 9 -
2 今後の方向性(提言)	- 9 -
第5章 交流及び共同学習の推進	- 10 -
1 現状と課題	- 10 -
2 今後の方向性(提言)	- 10 -
第6章 医療・福祉との連携	- 12 -
1 現状と課題	- 12 -
(1) 国の方向性	- 12 -
(2) 市の取組みと課題	- 12 -
(3) こども未来センターにおける医療・福祉・教育との連携	- 12 -
(4) 医療的ケアについて関係機関の課題共有と方向性の協議	- 13 -
2 今後の方向性(提言)	- 13 -
(1) 組織的な連携やつなぎの強化	- 13 -
(2) 医療的ケア児の支援	- 13 -
第7章 西宮市特別支援教育審議会	- 14 -
1 審議会委員	- 14 -
2 開催日程及び審議内容	- 14 -
3 事務局名簿(平成29年度・30年度)	- 15 -
おわりに	- 16 -

別添資料

はじめに

平成19年4月、特別支援教育が制度化され、従来の特殊教育では対象とされなかった通常の学級に在籍する発達障害等のある子供もその対象となった。また、場による教育から教育的ニーズによる教育へと転換が図られ、特別支援教育は全ての学校、学級で推進されるものとされた。この特別支援教育の制度化から11年が過ぎ、この間、障害者基本法の一部改正、中央教育審議会初等中等教育分科会報告、学校教育法施行令の一部改正、障害者の権利に関する条約批准、さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行などインクルーシブ教育システム構築に向けた動きが加速している。

教育委員会においては、平成19年度に「西宮市特別支援教育検討委員会」、平成26、27年度に、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進についての検討委員会」を設置し、特別支援教育の推進に係る具体的方策について話し合ってきた。しかし、障害のある子供への支援のあり方や、西宮養護学校の子供たちの障害の重度・重複化への対応、医療や福祉との連携等については、今後も、協議を行う必要があるとなった。

そこで、新たな協議の場として、平成29年度に西宮市特別支援教育審議会（以下、「審議会」という。）が設置された。審議会では、①学校園の基礎的環境整備、②西宮養護学校の通学及び校内支援体制、③教職員の専門性の向上、④交流及び共同学習の推進、⑤医療・福祉との連携、の5つの課題について、その解決に向けた今後の方向性を定めるため、学識経験者や医療関係者、保護者、教育関係者により、7回の調査・審議を行った。

平成29年度、30年度の7回にわたる調査・審議で、それぞれの課題を明確にし、その解決の方向性として「西宮教育における特別支援教育のあり方」としてまとめた。

この報告をもとに、インクルーシブ教育システム構築に向けての施策が推進され、西宮の子供たちに対して、自立と社会参加に向けた一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援が行われることを期待する。

第1章 幼稚園における基礎的環境整備

1 現状と課題

(1) 就園相談のしくみ

公立幼稚園に就園するにあたり、保護者が特に教育的支援を希望する場合は、幼稚園長を通じて、就園相談を申込み、特別支援教育課において保護者への面談、本人の様子を観察等を行い、市の附属機関である就学支援委員会で審議を行う。審議では、特に支援を必要としない「通常の就園」、保育補助員による支援を必要とする「特別支援」、そして療育専門機関での療育を勧める「療育専門機関」の3つの方向が示される。「療育専門機関」の方向となった幼児については、原則としてその年度の公立幼稚園への就園はせず、幼稚園での交流保育を勧めている。

幼稚園においては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことが求められる。しかし子供の障害の状態によっては、より濃密な個の関係を構築していくことが大切な場合があり、療育専門機関等の小集団の中で大人や友だちとの個別の関わりを築いたり、自立への力を身につけたりすることが今後の成長につながるとし、療育専門機関が望ましいとの方向を示している。しかし、保護者が希望しても就園できない仕組みは早急に検討すべき課題である。

(2) 支援体制

教育的配慮を要する幼児は平成15年度までは「特設」のクラスに在籍していた。「特設」は市内を8つのブロックに分け、必要に応じて各ブロックに1園を目安に設置された。担任を配置して子供たちの受入を行っており、最後の年である平成15年度は、設置園が9、担任が13名、在籍者数が29名であった。平成14年度、15年度の検討委員会により、「特設」を解消し、全ての園で支援を必要とする幼児を受け入れる方向となり、支援体制として保育補助員制度が構築された。保育補助員は、資格を問わないボランティアであるため、今後、重度な障害のある子供が就園できるようにするためには、新たな支援体制の構築が必要である。

2 今後の方向性（提言）

新幼稚園教育要領では、障害のある幼児などへの指導に当たり、「集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」とある。

重要なことは、幼稚園と保護者が子供の将来を見すえ、どのような力を育てたいかを共有し、幼稚園としてどこまでできるのか丁寧に説明していくことである。障害のある子供と障害のない子供が小さい頃から共に過ごすことは、子供の将来にとっても大変重要なことである。子供は一緒に過ごし、周りの大人の関わりを見て学んでいる。長い目で見て、幼児すべてにとって有益となる取り組みを行うべきである。現状の課題である就園相談のしくみや支援体制については、新たに構築していく必要がある。

(1) 就園相談のしくみの改正

- 専門機関での療育が望ましいとの方向となった幼児についても、本人・保護者が希望すれば就園できるしくみに変更する。
- 就園にあたっては、幼稚園として提供できる配慮について本人・保護者に十分情報提供を行い、合意形成を図る。
- 合意形成を図るにあたっては、本人・保護者との意思確認などを丁寧に行うことが重要である。
- 定期的に支援方法等について振り返りを行い、継続して検討するシステムを構築する。
- 幼稚園に在籍しつつ、療育専門機関に通うことができるよう柔軟な対応を行う。

(2) 新たな支援体制の構築

- 専門機関での療育が望ましいとなった子供も就園できるように、専門性のある支援体制を構築する必要がある。
- 特別支援教育の専門性を有する教員を幼稚園に配置するなど、障害のある幼児への教育を推進していく。
- 特別支援教育についての研修を充実させ、教員や支援者の専門性を高める。
- 福祉や医療と連携し、就学までに特性などの実態把握を行い、就学後の支援のあり方が提示できるようしくみを構築する。

第2章 小中学校における基礎的環境整備

1 現状と課題

(1) 特別支援学級

平成30年度までの6年間、学級数は大きく変わっていない(表1)。しかし、種別毎に見ていくと肢体不自由学級が減少傾向であること、自閉症・情緒障害学級が増加傾向であることがいえる。この傾向は、種別毎の在籍数で見るとさらに顕著になる(表2)。

平成25年度445名だった在籍数が、平成30年度には129名増えて574名となった。最大の特徴は、自閉症・情緒障害学級の子供が182名から320名と、138名も増加していることである。

表1 平成25年度～平成30年度の特別支援学級設置数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
知的	56	58	59	58	56	58
肢体不自由	29	25	21	20	17	18
難聴	8	7	10	9	7	7
言語	1	1	1	0	0	0
弱視	1	1	3	4	4	2
病弱	1	2	1	1	3	3
自情	54	58	57	61	67	70
計	150	152	152	152	154	158

表2 平成25年度～平成30年度の特別支援学級在籍数(5月1日現在)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
知的	201	209	206	198	208	208
肢体不自由	36	31	27	25	22	23
難聴	19	22	25	23	17	18
言語	2	1	1	0	0	0
弱視	2	2	3	4	4	2
病弱	3	4	1	1	5	3
自情	182	199	223	244	283	320
計	445	468	486	495	539	574

特別支援学級には、それぞれの障害種別毎に、子供8名までに対して担任が1名配置されている。特別支援学級の子供は年々増加しており、担任1名で指導する子供の数が増加している。(在籍数が6名以上の学級が、平成30年5月現在で29学級 全体の約18.2%)

また、特別支援学級に在籍する子供の障害が多様化傾向にある。一つの学級に在籍する子供の障害の状態や程度が様々な中、それぞれの子供の教育的ニーズに応じた支援や指導が求められている。

(2) 通常の学級

平成24年の文部科学省の調査によると、通常の学級において発達障害の可能性のある子供の在籍率が6.5%程度と報告されている。西宮市の調査においては、通常の学級に在籍する教育的配慮を要する児童生徒の割合は、平成26年度は約3.2%、平成30年度は約4.7%と増加している。しかしながら、文部科学省の調査結果を踏まえると、潜在的にさらに多くの発達に課題のある子供が在籍している可能性があり、このことを念頭に置いて支援体制を構築する必要がある。

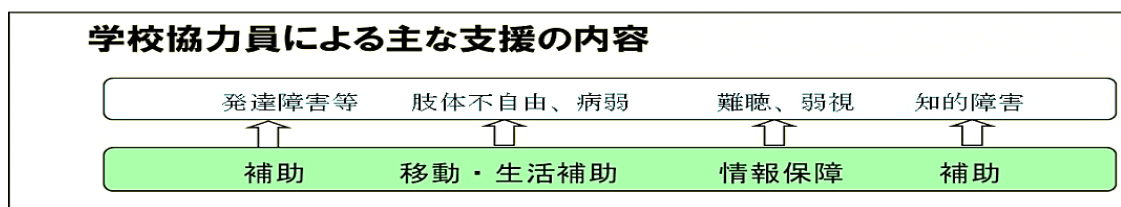
(3) 現在の支援体制

○ 特別支援教育支援員

通常の学級に在籍する、障害等により学習・行動面で著しく不安定な子供や、その子供が在籍している学級への支援と校内支援体制充実のため、各学校に1名配置している。身分は市の嘱託職員で幼稚園、小学校、中学校教諭免許状のうちいずれか、または、臨床心理士あるいは特別支援教育士の資格を有している。配置時間は週25時間、1日5時間である。通常の学級に在籍している支援を必要とする子供の数は増加しており、このことに対応していく必要がある。

○ 学校協力員

学校への適応が著しく困難な子供や障害等により特別な教育的支援を必要とする子供への支援を行う。学校と市教委との協議により配置を決定している。配置時間は、原則、最大1日4時間、週5日である。校長の推薦によるボランティアが担っているため、専門性の向上に向けた取り組みが必要である。



2 今後の方向性（提言）

(1) 人的支援体制の強化

- 通常の学級における支援体制を強化するため、個別の指導計画に基づいた支援を行うなど、特別支援教育支援員の支援のあり方を検討する必要がある。
- 介助員の配置など、子供の障害の状態に応じた専門性のある支援体制の構築が必要である。
- 特別支援学級在籍数の増加や障害の状態の多様化に対応する支援体制を検討する必要がある。
- 人的支援体制の活用について、配置のねらいを明確にしたガイドラインを作成するなど、市の方針を示すべきである。

(2) 校内支援体制の確立

- 子供の成長につながる支援を行うには、支援者の役割の明示や、教員と支援者が校内委員会等で十分話し合うしくみを確立し、担当の教師と支援者が共通の方針のもとで動くことが重要である。
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画については、校内委員会等でP D C Aサイクルを踏まえた見直しを行い、学校としての方針を明確にしていく必要がある。

(3) 専門性の向上

- 支援者の専門性の向上を目指し研修などを充実させるとともに、支援者に対して指示などを行う教員の専門性の向上を目指すべきである。

(4) 保護者への周知

- 学校における学びの場や支援体制について、保護者に周知していく必要がある。

第3章 西宮養護学校の通学及び校内支援体制

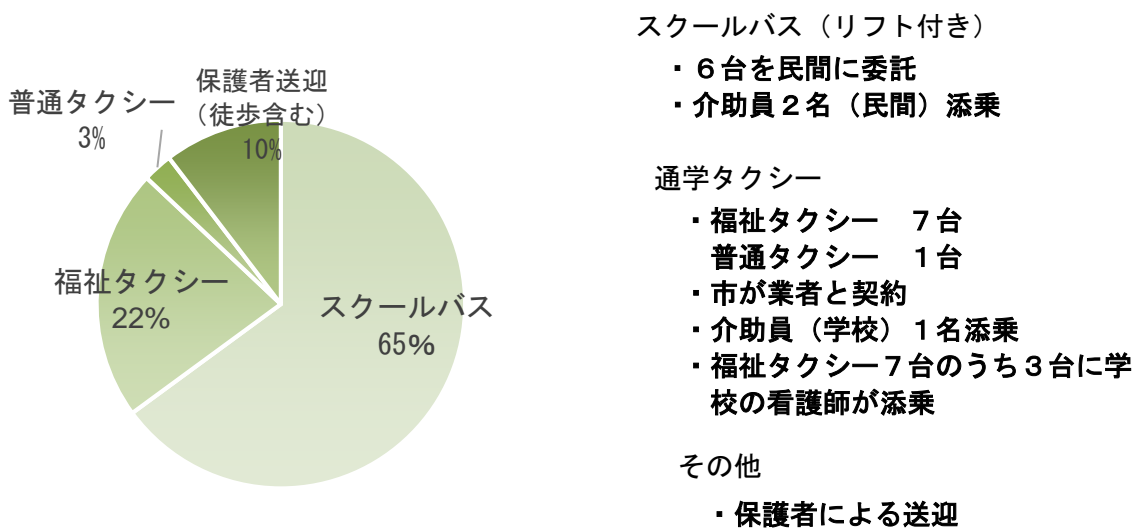
1 現状と課題

(1) 通学体制

西宮養護学校は、昭和34年4月、浜脇小学校内に開校し、翌年に現在の場所に移転した。開校の年には、スクールバスが1台運行され、昭和36年にはスクールバス2台で子供の登下校送迎を行い、その後、昭和50年に4台を運行、翌年には昭和49年から始まった通学タクシーによる送迎と合わせて全ての子供の通学体制が整うこととなった。通学に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- スクールバスを基本とし、通学に要する時間は1時間を目処とする。
- 北地区やバスコースを組めない地域に居住する子供に対しては、通学タクシーによる送迎を行う。
- その他、子供の健康上、スクールバスを利用できない場合は、市教委・保護者と相談のうえ、通学方法を決定する。

平成29年度の通学体制は以下の通りである。



交通事情等により、通学に1時間以上かかることや、通学途中で医療的ケアが必要な子供への対応は大きな課題である。在籍数の増加傾向が見られる中、今後はスクールバス、通学タクシーの便数が不足することが考えられる。

(2) 支援体制

介助員による支援は、昭和44年に重度な障害のある「わかば園」の卒園児を受け入れるにあたり、2名が配置されたことに始まり、その後の増員により、兵庫県下の養護学校に先駆け昭和50年に校内体制による全日介助となった。

医療的ケアを担う看護師については、平成5年に保護者の依頼を受けた看護師による医療的ケアが始まり、対象となる子供の増加と共にその数も増えた。平成17年には通学タクシーにも看

看護師の添乗が開始され、平成29年度は3台の通学タクシーに看護師が添乗している。

西宮養護学校の子供の障害は、重度・重複化している。特に、医療的ケアについては対象となる子供の増加と内容の多様化や高度化が進んでいる。今後も更に、医療的ケアを必要とする子供の数が増え、またその内容も高度化、多様化していくと考えられる。より専門性のある支援体制を検討していく必要がある。また、教職員の専門性をどのように向上させるかについても課題である。

2 今後の方向性(提言)

(1) 通学体制

- 肢体不自由の特別支援学校においては、子供の年齢が上がるほど保護者の通学による負担が大きくなることを前提として支援のあり方を検討する必要がある。
- スクールバスの運行が民間に委託されたので、今まで以上に通学時と校内での支援について丁寧に引き継ぎを行うしくみが必要である。
- 看護師添乗の通学タクシーについては、教育と福祉が連携した取組みを進めるために市としての考え方を整理する必要がある。
- 通学体制については、課題解決に向けて、教育と福祉・医療が連携して取り組むよう検討を進めていく必要がある。

(2) 支援体制

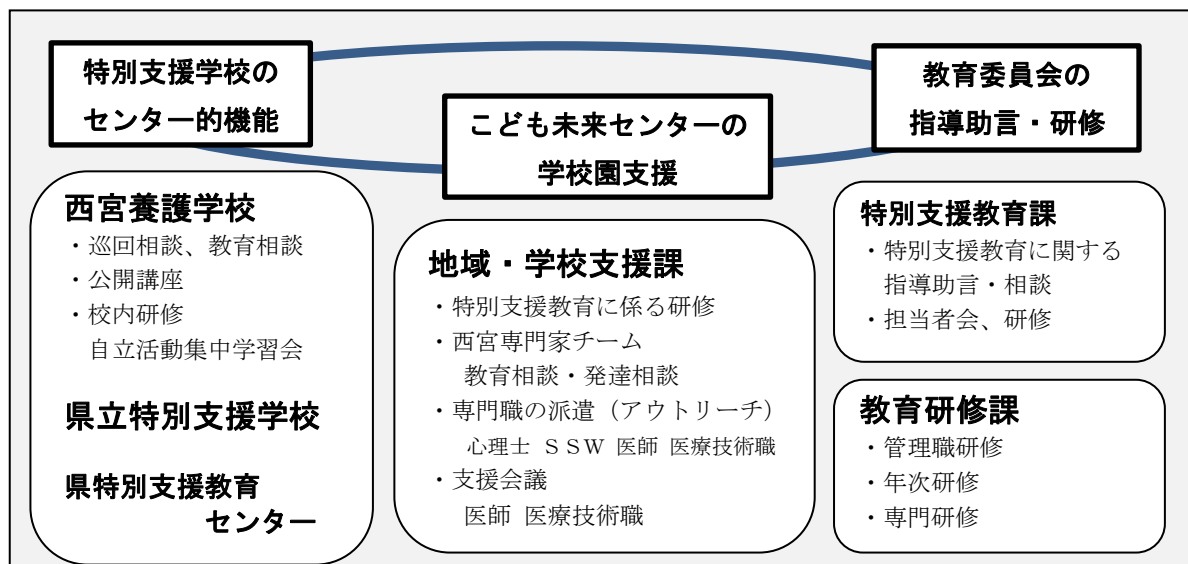
- 子供の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、以下のような取組みを進め、専門性のある支援体制を構築する必要がある。
 - ・ 校医による教職員向けの研修
 - ・ 指導医による看護師への指導助言
 - ・ 医療技術職（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士）の配置
 - ・ 障害福祉の視点から子供たちの生活が豊かになることを考えた支援体制の構築
 - ・ 看護師の効果的な配置と校内の連絡体制等の強化
 - ・ 医療関係者による研修の充実

第4章 教職員の専門性の向上

1 現状と課題

学校園の基礎的環境整備においては、教職員の専門性の向上が重要であり喫緊の課題である。現在は、下図のように、こども未来センターの学校園支援、特別支援教育課及び教育研修課による指導助言・研修、特別支援学校のセンター的機能等を中心に、個々の教職員の専門性の向上を図るとともに、医師や医療技術職、心理士等の専門家が指導助言等を行うことで、校内体制の構築に向けた取組みを進めている。また、子供一人ひとりの実態把握や具体的支援策の提示や環境整備等の検討、個別の教育支援計画・個別の指導計画の策定、合理的配慮の提供・評価・見直しを行う校内委員会を運営する特別支援教育コーディネーターの資質向上に向け、こども未来センターにおいて、平成28年度より「特別支援教育コーディネータースキルアップ研修」を実施している。専門性の向上に向けた取組みは主に3つの課がそれぞれ研修や指導助言を行っており、連携して一体的に進める必要がある。

図



2 今後の方向性（提言）

教職員の専門性の向上に向けた取組みを主に行っている3つの課が、十分に連携して効果的な研修を行う必要がある。研修内容としては、系統立てた研修やより実践的な研修、医療・福祉と連携した研修、授業研究を中心とした研修を行っていくことが重要である。また、校内で行われる学校課題に合わせた研修や、子供への具体的な支援について話し合う研修等の充実を図っていくことも重要となる。そのため、以下のように取組みを進め、効果的な研修としていくべきである。

- 系統立てた研修計画を作成し、研修の目的や内容を明確にする。（別添資料参照）
- 専門家や医師等の助言や指導を受ける実践的な校内研修を推進する。
- 小学校及び中学校教科等研究会（特別支援教育部会）と連携し、実践力をつけるための授業研究の充実を図る。

第5章 交流及び共同学習の推進

1 現状と課題

特別支援学級に在籍している子供は、障害の状態に合わせた目標を設定し、交流学級での教科学習に参加している。学校行事等では取り組み方を工夫しながら交流学級の子供と一緒に参加している。また、毎日の給食、掃除の時間等の生活場面では係や当番活動の役割を担っており、日常的に「交流及び共同学習」を行っている。特別支援学校においては、居住地校交流を行い地域の学校行事等に参加している。しかし、「交流及び共同学習」が、通常の学級の子供にとって有意義であったとの評価は多いが、特別支援学級の子供にとって効果があったということについては、曖昧にされていることが多い。また、特別支援学級の担任と交流学級の担任や特別支援学校と居住地校が、課題や支援のあり方について共通理解ができていないことにより、交流学級で支援者と共に学習する際に子供同士の関係が十分に築けなかったり、細やかな支援ができなかったりすることがある。

平成29年度「手をつなぐ子らのつどい」が47年の歴史を閉じた。長年続いた「手をつなぐ子らのつどい」の趣旨を発展的に継承していくためにも、「交流及び共同学習」をさらに推進していく必要がある。

2 今後の方向性（提言）

特別支援学級で学習してから交流学級に行くと、交流及び共同学習の場で自信を持って学習に取り組むことができる。このような取り組みを特別支援学級において進めるべきである。また、交流は一緒にいることだけが目標ではなく、子供に合った支援を行い、子供が達成感を持てるようにすることが重要である。そのためには、子供のつまづきや課題に対してどのように支援するかを教職員が共通理解して取り組むことや、必要な合理的配慮をすることが重要である。さらに、子供にとってどのような効果があるかということを確認し、学校体制で組織的に取り組むことが重要である。「交流及び共同学習」を学校体制で組織的に行うために、次のような取り組みを進めるべきである。

- 個別の教育支援計画に明確に位置付ける。

＜個別の教育支援計画＞

- 指導における合理的配慮事項を共通理解する。

項目	支援機関名など	支援内容・配慮
学校 (該当者のみ) 交流及び共同学習		
合理的配慮	教育内容	
	支援体制	
	施設・設備	
医療		
福祉・ 専門機関等		受給者証(有・無) 本人中心利用計画
家族・		

- 個別の指導計画において、合理的配慮と交流の目標を踏まえて交流する教科の具体的な指導計画を作成する。

<個別の指導計画>

本年度の目標				
合理的配慮	○教育内容			
交流及び共同学習	交流学級	年 組	担任	交流する教科
	○目標			
	○配慮事項			

教科・領域	使用する教科書・目標	指導内容	評価
国語	上段：使用する教科書	上段：指導内容	
	下段：目標	下段：手立て・合理的配慮事項	
社会			
算数 数学			

- PDCA サイクルにより取組みを効果的なものにする。
- 居住地校交流を推進計画等に位置づけ学校体制で計画的に行う。
- 「交流及び共同学習」の実践事例の開発を進める。

第6章 医療・福祉との連携

1 現状と課題

(1) 国の方向性

障害のある子供たちの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められている。平成30年6月に家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの項目が取りまとめられた。また、医療的ケア実施に係る医療・福祉との連携についても、平成28年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携して医療的ケアを必要とする子供を支援することが示された。また、地域における関係機関の協議の場の設置など連携の一層の推進が求められている。

(2) 市の取組みと課題

平成27年に開設されたこども未来センターは、福祉・教育・医療が連携した切れ目のない支援を行う中核拠点としての役目を担っている。また、平成30年3月に策定された「西宮市障害福祉推進計画」では「幼少期からの一貫したつながりある支援体制を構築するため、関係機関との連携を強化する」と示されている。同じく3月に策定された「子ども・子育て支援プラン」でも、「医療的ケアが必要な子供と発達障害のある子供の増加に対応する支援体制の充実」を課題とし、福祉・教育・医療が連携して切れ目のない支援を行う体制整備が必要であると示されている。

今後は、幼児期からのつながりある支援を行うためのしくみづくりや、学校における通学や生活介助、支援方法に関する医療や福祉との連携、医療的ケア実施のための看護師配置体制の構築が課題である。課題解決に向けた具体的な施策の推進に当たっては、医療や福祉との組織的な連携が重要である。その場合、本人や保護者の思いが置き去りにされないように進めていくことが大切である。

(3) こども未来センターにおける医療・福祉・教育との連携

○ 医療部門と学校園との連携

・ 支援会議

主に学齢期の児童生徒に対して医療と教育が連携し発達に沿った支援を検討する。

・ 療育見学

担任等が子供の訓練を受けている様子を見学し、医療技術職から技術指導や助言を受ける。

・ 学校園訪問

学校園に医療技術職が訪問し、担任等に学校生活における技術指導や助言を行う。

・ 学校教職員向け研修

発達障害セミナー：医師、医療技術職等による研修（発達障害について、発達検査について、
発達障害に合併しやすい視知覚・眼球運動について）

身体障害セミナー：医療技術職による研修（肢体不自由児の自立について等）

○ 地域医療との連携

- ・西宮市医師会の研修会に講師として参加
こども未来センターの医師が、発達障害児への関わりについての研修を行う。
- ・地域医療との協議
こども未来センターと地域の診療所との役割分担や協力体制など運営のあり方について、西宮市医師会と継続的に協議を行う。

○ 福祉との連携

- ・保護者からの電話相談、来所相談(教育相談)の内容に応じて福祉サービスや相談支援につなぐ。
- ・スクールソーシャルワーカーが学校園を訪問し、福祉につなげるケースについて、子供家庭支援課、こども家庭センターや診療所等関係部門と連携してケースワークを行う。

○ 保健部門との連携

- ・地域保健課の各種健診の乳幼児発達相談（※）に医療技術職が参加して一部の業務を担うことで、医療機関へのつなぎの強化を行う。
※1歳6か月児健診でフォローが必要な子供が受ける相談会

(4) 医療的ケアについて関係機関の課題共有と方向性の協議

- 西宮市自立支援協議会（みやっこ会議）における協議
平成30年度より、みやっこ会議のこども部会において「医療的ケア」の部会を立ち上げ、関係者で協議を行っている。

2 今後の方向性（提言）

(1) 組織的な連携やつなぎの強化

- こども未来センターの機能を生かし、今まで以上に医療・福祉と教育が組織的に連携するしくみをつくる必要がある。
- こども未来センター等が行う早期発見の取組みを、学校園での早期支援につなげたり、学校園での気づきを医療・福祉につなげることが重要である。
- 医療・福祉と連携するためには、校内委員会を中心とした校内の連携が基本となる。したがって、校内体制を強化していく取組みの推進が重要である。

(2) 医療的ケア児の支援

- 関係機関の協議
市の関係各課が課題を共有し、今後の取組みの方向性を検討していく必要がある。

第7章 西宮市特別支援教育審議会

1 審議会委員

	区 分	名 前	職 名
	医療関係者	井出 浩	関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科教授 医学博士
副会長	教育関係者	坂口 紳一郎	西宮市特別支援教育研究協議会会長
会長	学識経験者	竹田 契一	大阪教育大学名誉教授 大阪医科大学LDセンター顧問 医学博士
	保護者代表	根岸 直代	西宮市PTA協議会副会長
	学識経験者	花熊 暁	関西国際大学教育学部教育福祉学科教授
	保護者代表	松井 仁美 (H29) 野田 八潮 (H30)	西宮市立西宮養護学校PTA会長
臨時委員	教育関係者	金高 玲子	西宮専門家チーム教育相談員 元西宮市立西宮養護学校校長

敬称略 50音順

2 開催日程及び審議内容

- ・第1回 平成29年7月14日(金) 14:00～16:00
 - ① 幼稚園における支援体制(基礎的環境整備としての人的配置)
 - ② 西宮養護学校の支援体制(西宮養護学校の通学及び校内支援体制)
- ・第2回 平成29年11月13日(金) 10:00～12:00
 - ① 幼稚園の支援体制について(基礎的環境整備としての人的配置)
 - ② 西宮養護学校の通学体制(西宮養護学校の通学及び校内支援体制)
 - ③ 小中学校の支援体制(基礎的環境整備としての人的配置)
- ・第3回 平成30年 2月 5日(金) 10:00～12:00
 - ① 西宮養護学校の支援体制(西宮養護学校の通学及び校内支援体制)
 - ② 小中学校の支援体制(基礎的環境整備としての人的配置) ③ 中間報告
- ・第4回 平成30年 5月14日(月) 10:00～12:00
 - ① 中間報告 ② 進捗状況 ③ 教職員の専門性の向上
 - ④ 交流及び共同学習の推進
- ・第5回 平成30年 8月 3日(金) 14:00～16:00
 - ① 教職員の専門性の向上 ② 交流及び共同学習の推進 ③ 医療・福祉との連携
- ・第6回 平成30年11月26日(月) 13:00～15:00
 - ① 教職員の専門性の向上 ② 交流及び共同学習の推進 ③ 医療・福祉との連携
 - ④ 審議会報告
- ・第7回 平成31年 2月19日(火)
 - ① 医療・福祉との連携 ② 審議会報告

3 事務局名簿（平成29年度・30年度）

加藤 周司 (H29) 大和 一哉 (H30)	教育委員会事務局 教育次長
大和 一哉 (H29) 佐々木 理 (H30)	教育委員会事務局 学校教育部長
粟屋 邦子	教育委員会事務局 特別支援教育課長
山本 雅之	こども支援局こども未来部 地域・学校支援課長 教育委員会事務局 教育支援課長
金井 温宏	教育委員会事務局 特別支援教育課係長
渡邊 淳 (H30)	教育委員会事務局 特別支援教育課係長
千原 昌樹 (H29) 土山 光治 (H30)	教育委員会事務局 特別支援教育課指導主事
渡邊 淳 (H29) 高橋 邦久 (H30)	教育委員会事務局 特別支援教育課指導主事
第1回、2回	
岩本 康裕	教育委員会事務局 学校改革推進課長
上築美映子	教育委員会事務局 教育研修課係長
第5回、6回、7回	
乾 公人	教育委員会事務局 教育研修課長
第6回	
大谷 義和	健康福祉局 福祉部 障害福祉課長
中島 典子	健康福祉局 生活支援部 生活支援課係長
第7回	
中島 典子	健康福祉局 生活支援部 生活支援課係長

おわりに

本審議会では平成29年7月から平成31年2月にかけて7回にわたり審議を行いました。

特別支援教育を取り巻く現状は、この2年間においても大きく変化をしています。支援を必要とする子供の数はさらに増加傾向となり、一人ひとりの障害の状態は多様化しています。また、新しい学習指導要領では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方が示されたほか、障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行うことや、各教科等において学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫等が示されるなど、特別支援教育に関する内容がさらに充実したものとなりました。合理的配慮の提供においても、子供の困難さを補うため、ICT機器を活用した支援が行われるようになるなど、子供の困り感に対応する手立ても多様になってきました。これからの特別支援教育においては、子供一人ひとりに応じた指導や支援の充実がますます重要になってくると考えられます。

しかしながら、様々な取組みを行うためには、何よりも子供の状態に気づくことが重要です。そして、その気づきを校内で共有し、指導に生かすことができる教職員の専門性の向上が必要となります。子供が学習や生活のどこでつまずいているのか、なぜつまずいているのかに気づき、見極める教職員一人ひとりの専門性が必要なのです。本審議会の報告においても、具体的な施策として推進していくための基盤は「教職員の専門性の向上」であると言えます。今後も、本審議会の報告を踏まえ一人ひとりの子供を中心においた議論や施策が推進されることを期待しています。